



第2章

望ましい環境像（ビジョン）・ 環境目標と施策

- 第1節 望ましい環境像（ビジョン）
- 第2節 環境目標
- 第3節 施策の体系
- 第4節 環境目標を達成するための施策

第1節．望ましい環境像（ビジョン）

岡崎市環境基本計画では、豊かな自然を未来とともに共有し、その恵みをともに享受しながら、自然とふれあい、自然を感じ、魅力的な自由時間をすごせる未来都市の形成をめざして、本市の望ましい環境像を以下のように提示します。

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる

「環境共生都市 岡崎」

～エコライフ、エコシティ 岡崎～



私たち岡崎市民は、矢作川や乙川の流れに培われた豊かな自然からの恵みを享受しています。このかけがえのない自然を未来に引き継ぎながら、環境にやさしいライフスタイル（エコスタイル）が定着し、環境との共生を保った循環型都市（エコシティ）の形成をめざします。



自然とのふれあい

かけがえのない自然の未来への継承

豊かな森林資源
自然の息吹を感じる山や川

自然とのふれあい

親しみやすい川の風景
身近な自然とのふれあい
なつかしさを感じる田畑や里山



魅力的な自由時間をすごす

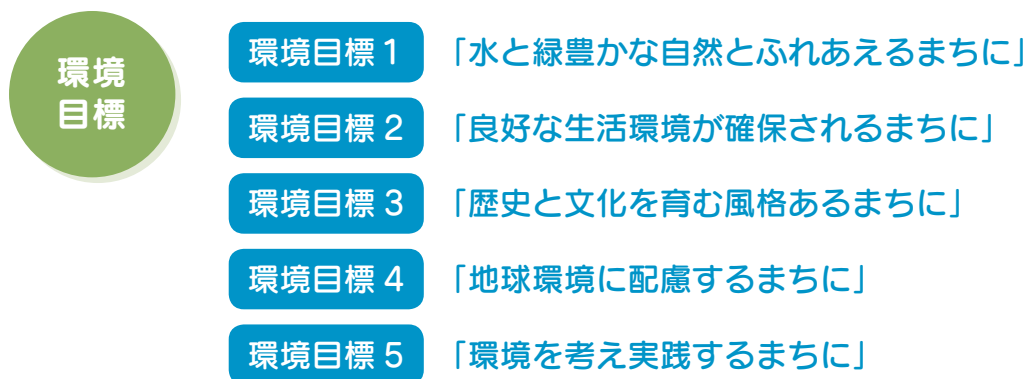
水、緑、文化につつまれた豊かな暮らし

きれいな空気や水につつまれた暮らし
緑につつまれた暮らし
歴史や文化につつまれた暮らし
環境にやさしい暮らし
新しい現代文化を育てる暮らし



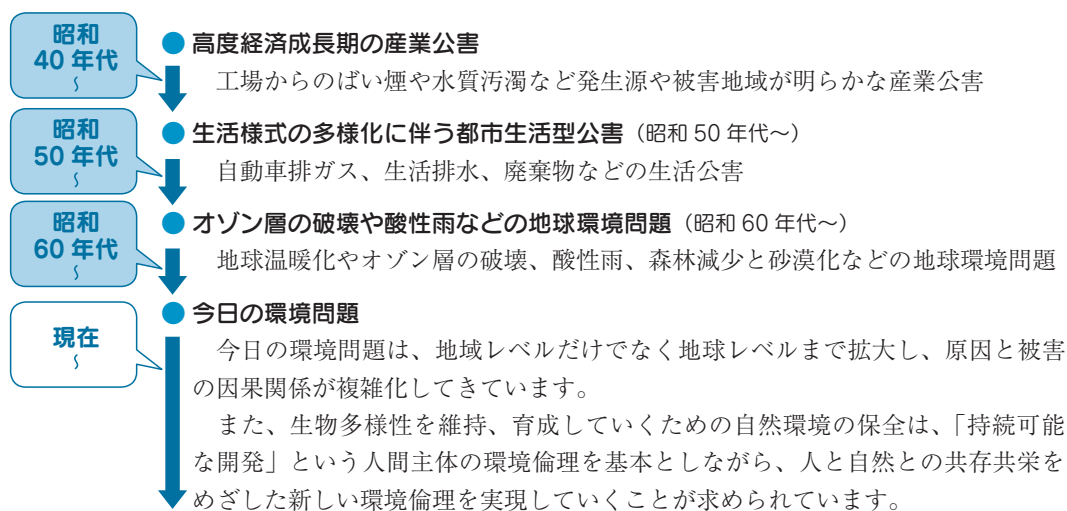
第2節．環境目標

岡崎市環境基本計画では、環境課題と将来顕在化が予想される課題を踏まえ、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、ライフスタイルから「望ましい環境像」を実現するための5つの「環境目標」を設定します。



※改訂前 環境目標 2 : 「安全で健康な暮らしができるまちに」

○時代とともに変化する環境問題



岡崎市の環境問題	自然環境	生活環境	快適環境
	人口増加に伴う宅地化の進展が野生動物や森林の減少を招いています。	都市化に伴い、騒音、振動、悪臭などの感覚公害及び野焼きなどの苦情相談が恒常的に存在します。	市民ニーズの多様化に対応した快適環境の形成が求められています。
	地球環境	環境教育・環境学習・環境保全活動など	
	ライフスタイルの多様化がごみやエネルギー消費の問題を招いています。	市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境を知り、環境配慮に向けた取り組みが求められています。	

環境目標 1. 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに



自然環境の課題：豊かな自然の保全と身近な自然のふれあいの育成

丘陵部に広がる豊かな森林資源は、本市の水源機能の役割を果たすとともに、多くの動植物が生息・生育し、まちに自然を供給する重要な資源です。

また、市街地の社寺林や屋敷林、農地は身近な自然として私たちにやすらぎと潤いを与えてくれます。

このような豊かな自然を継承し、将来世代とともに共有していくことが、私たち世代の責務といえます。

現状・問題点

- 生活様式の変化に伴って、市民が自然とふれあう機会が減っています。
- 土地開発や外来生物の増加などにより、自然環境が劣化するとともに生物の多様性が低下しつつあります。
- 森林資源の利用価値の低下及び農林業の人口減少や高齢化などによる農林業の衰退により、荒廃した森林や耕作放棄地などの増加が見られ、人と自然との関わり合いが減ったことによる問題も深刻化しつつあります。
- 平成18年の旧額田町との合併により、自然環境資源が著しく増加しました。
- 自然環境資源を保全・育成し活用する場として「水とみどりの森の駅」の整備等を行っていますが、この資源を保全する市民の意識は、まだまだ低い水準に止まっています。

未来の姿

水と緑をはじめとする豊かな自然とふれあえるまちになっています。

●豊かな自然につつまれた環境

豊かな自然につつまれながら、その恵みを未来の子どもたちとともに享受します。

●身近に自然にふれあえる環境

緑豊かな暮らしの中で、自然とふれあい、身近に自然の恵みを享受します。

今何をすべきか

- 市民や活動団体による自然保護活動の推進及び支援を行う必要があります。
- 生物の多様性を保全するため、保護すべき区域及び種の指定、外来生物対策等による在来生物の保護対策を進める必要があります。
- 自然環境の保全に対する市民意識向上を図る必要があります。
- 自然を大切にする市民を増やすため、体験型の自然環境教育を推進する必要があります。
- 都市部と山村部の市民の相互理解と交流促進及び市民協働による自然環境の保全・活用を目指して、水とみどりの森の駅など自然体験や保全活動の場の整備を進めるとともに、自然と人とがふれあうまちづくりを推進する必要があります。

岡崎市総合計画との関係

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）

政策1 自然環境の保全と活用

施策名	指標名	現状値（基準年）	目標（平成26年度）
①豊かな自然環境の保全	自然環境の保全活動参加者数	3,314人（平成19年度）	3,800人
②自然とふれあいの場の形成	自然体験プログラム参加者数	4,870人（平成19年度）	6,300人

環境目標 2. 良好な生活環境が確保されるまちに



生活環境の課題：健全な水環境の確保と生活環境の保全

治水、利水、環境などの面から総合的に水環境を捉え、効果的かつ持続的な水環境の保全及び創出を進めていくことが必要です。

また、大気汚染、水質汚濁などの公害の防止を図るとともに、化学物質などの新しい環境問題についても適切に対処し、快適な生活環境を保全していくことが必要です。

現状・問題点

- ・ 近年、都市化の進展等により水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じています。
- ・ 市民の生命、健康を脅かす可能性のある公害については近年特に大きな問題は発生していません。
- ・ 都市化に伴う騒音、振動、悪臭などの感覚公害及び野焼きなどの苦情相談が恒常的に発生しています。
- ・ 新たな土壌・地下水汚染問題が発生する恐れがあります。
- ・ 移動手段として自動車への依存度が非常に高く、一部幹線道路では朝夕通勤時間帯の交通渋滞が恒常化しています。

未来の姿

快適で、良好な生活環境が整っています。

●水辺が身近に感じる環境

水とふれあい、水と親しむ環境の中で暮らします。

●良好な生活環境

公害のないきれいな環境の中で暮らします。

今何をすべきか

- ・ 現況程度の河川流量の維持及び浸水被害解消のため、河川改修の促進とともに、雨水を貯め、利用し、浸透させる必要があります。
- ・ 生活排水による河川の汚濁を防止する必要があります。
- ・ 大気汚染、水質汚濁の状況を把握するため監視を行うとともに、その発生源である事業者に対する立入調査を強化する必要があります。
- ・ 公共交通施策の強化が必要です。
- ・ 国道1号を中心とした交通公害を緩和する必要があります。
- ・ 化学物質など新しい環境問題への対応について検討していく必要があります。

岡崎市総合計画との関係

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）

政策2 良好な生活環境の確保

施策名	指標名	現状値（基準年）	目標（平成26年度）
①健全な水循環の確保	水循環再生指標（5点満点）	3.1（平成20年度）	4
②生活環境の保全	環境基準（BOD）の達成率	87.0%（平成19年度）	100%

環境目標 3.

歴史と文化を育む風格あるまちに



快適環境の課題：豊かな歴史的資産の保全と活用

文化財や史跡、古いまちなみなどの歴史的資産は、将来に継承すべき市民共通の資産です。

これらの歴史的資産は、私たちの暮らしに心の豊かさを与えてくれるとともに、郷土への愛着や誇りを育んでくれます。

このような豊かな資産を良好な状態で継承し、将来世代とともに共有していくことが、私たちの責務といえます。

現状・
問題点

- ・ 環境への配慮や景観に対する市民の関心が高まり、良好な景観の整備及び保全が求められています。
- ・ 歴史的な史跡や建造物、美術工芸品が多数残存しています。
- ・ 有形の文化財だけでなく、無形の文化財も数多く存在しています。
- ・ 多くの指定文化財や寺社など歴史的資産が分布しています。
- ・ 藤川宿や八丁の蔵並みなど古いまちなみが残っています。
- ・ 「岡崎市都市景観環境基本計画」により良好な景観の整備及び保全が推進されています。
- ・ 放置自動車、空き地の不適正管理やポイ捨てごみが見られます。

未来の姿

現代生活と歴史や文化が調和し、岡崎らしい魅力があるまちになっています。

●歴史や文化を感じる暮らし

郷土の歴史や文化に囲まれ、豊かさとやすらぎを感じながら暮らします。

●うるおいある快適な暮らし

まちの景観に配慮し、快適で魅力的な環境の中で暮らします。

今何を
すべきか

- ・ 歴史的資産を将来に継承していく必要があります。
- ・ 豊富な歴史的資産を活かした整備を行なっていく必要があります。
- ・ 伝統文化を将来に継承していく必要があります。
- ・ 地域の文脈（歴史・文化・地形等）を活かし、自然と調和した岡崎らしい景観が広がる魅力ある市街地の景観整備を図るため、適正な土地利用計画を行う必要があります。
- ・ ポイ捨て防止の啓発活動や環境美化活動への積極的な市民参加を推進する必要があります。

岡崎市総合計画との関係

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）のなかでは一つの政策としていませんが、様々な基本施策に関係しています。

環境目標 4. 地球環境に配慮するまちに



地球環境の課題：ごみ問題や省資源、省エネルギーへの対応

社会経済活動の変化や人口の増加は、ごみの排出量や資源エネルギーの消費の増加を招いています。

資源エネルギーの消費は、資源の枯渇問題だけでなく、二酸化炭素排出量の増加など地球環境への影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

現状・問題点

- ・ 地球環境の悪化が深刻化していることについて、国民的な関心が高まっています。それに伴い環境に対する市民の意識は向上しつつあり、地球環境保全のための活動に取り組む市民は増加傾向にあります。
- ・ 一方で地球規模の環境問題は身近さに欠けるため、「自分のこと」として捉えられず無関心であったり、具体的な行動に移せないなどの、全市民的な盛り上がりには欠ける状況にあります。
- ・ 市街地における公共施設や民有地の緑化の促進を図っていますが、全体的に見れば都市化の影響等により減少傾向にあります。
- ・ 移動手段として自動車への依存度が非常に高く、一部幹線道路では交通渋滞が恒常化しています。
- ・ ごみについては、市民1人当たりの排出量は減少傾向にあります。
- ・ 人口増の影響により、ごみの総量は増加しています。
- ・ 家電製品などの不法投棄がみられます。
- ・ 廃棄物処理施設の不足等により、循環型社会づくりが阻害され、または、環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

未来の姿

市民が身近な環境だけでなく、地球環境にも配慮しています。

●資源・エネルギーが循環するまち

資源・エネルギーが循環する環境と共生するまち(エコシティ)で暮らします。

●ごみのないまち

ごみのない「100%リサイクル」のまちで暮らします。

今何をすべきか

- ・ 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策実行計画を策定する必要があります。
- ・ 省資源、省エネルギー、自然エネルギーの利用を推進し、地球環境に配慮した取り組みを行う必要があります。
- ・ 市民の取り組みや市民組織の活動を支援する必要があります。
- ・ 環境にやさしいライフスタイルを実践する必要があります。
- ・ 公共交通施策を強化する必要があります。
- ・ ごみの減量、発生抑制を行う必要があります。
- ・ 容器包装の回収及びリサイクルを推進する必要があります。
- ・ ごみ処理施設を整備していく必要があります。
- ・ 近隣市町村と調整を取りながら、廃棄物処理施設の適正配置を行うことを検討する必要があります。

岡崎市総合計画との関係

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）

政策3 地球環境の保全

施策名	指標名	現状値（基準年）	目標（平成26年度）
①地球温暖化対策	家庭からのCO ₂ 排出量	414千t-CO ₂ (平成10年度)	326千t-CO ₂ (平成22年度)
②ごみ減量・リサイクル	資源化量	29,630t(平成19年度)	48,131t

環境目標 5.

環境を考え実践するまちに



ライフスタイルからの課題：環境にやさしいライフスタイルの実行

ごみ問題や地球環境問題などの解決に当たっては、市民一人ひとりの環境配慮に向けた自主的な取り組みが必要です。

そのため、市民、事業者、市がそれぞれの立場で環境を知り、環境にやさしいライフスタイルを実践していくことが必要です。

現状・問題点

- ・ 環境行政に関心を持つ市民が増えています。
- ・ 環境をテーマとしたイベント等への参加者は年々増加傾向にあります。
- ・ 「エコシール制度」は環境問題に対する市民の関心を高める一助となり、昨今のレジ袋有料化への動きとともに参加者の増加が顕著になっています。
- ・ 市は環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した行動に向けて積極的に取り組んできました。

未来の姿

市民が環境問題を考え、環境行動を実践しています。

●みんなで環境を学び、考えるまち

環境教育、環境学習の施設を整備し、みんなで環境を学び、考えるまちで暮らします。

●みんなで環境保全に取り組むまち

みんなで環境を守り、省資源、省エネルギーに取り組むまちで暮らします。

今何をすべきか

- ・ 環境とともに生きる新しい環境倫理を確立する必要があります。
- ・ 環境教育、環境学習の体制を整備する必要があります。
- ・ 環境教育、環境学習施設を整備する必要があります。
- ・ 環境問題に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。
- ・ 環境にやさしい市民・事業者の行動を推進していく必要があります。
- ・ 事業所における環境に配慮した行動を推進及び支援する必要があります。
- ・ 環境に配慮した活動に取り組む組織の育成、支援を行う必要があります。

岡崎市総合計画との関係

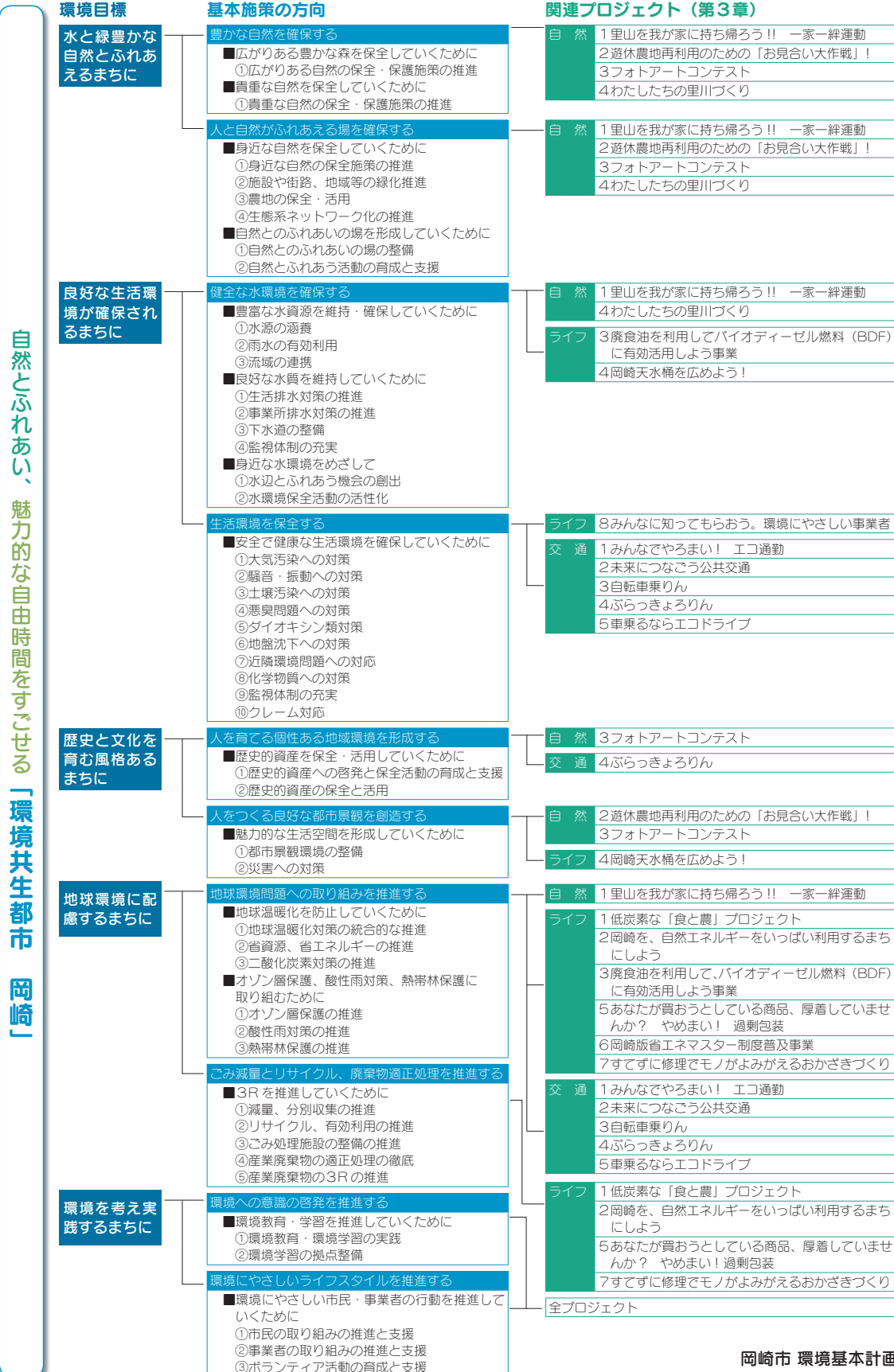
基本政策 3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）

政策 4 環境行動の実践

施策名	指標名	現状値（基準年）	目標（平成 26 年度）
①環境問題への意識啓発	環境学習、話し合う会、講演会等への参加者数	5,437 人 (平成 19 年度)	6,000 人
②市民、事業者の取り組み支援	環境基本計画推進組織によるプロジェクト始動数	平成 21 年度より	10

第3節．施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて設定した5つの環境目標を達成するための諸施策の方向、プロジェクトを体系化し、総合的かつ具体的な取り組みを展開していきます。



第4節．環境目標を達成するための施策

環境目標1 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに

水とみどりをはじめとする豊かな自然とふれあえるまちをめざします。

1-1 豊かな自然を確保する

豊かな郷土の自然を残し、多様な動植物の生息・生育環境や自然生態系の保全をめざします。

1. 広がりのある豊かな森を保全していくために

市の施策等	施策1	広がりある自然の保全・保護施策の推進 森や川のもつ連続性の広がりを面的に保全し、健全な森の育成を図っていきます。
	具体的な取り組み	● 森の自然を保全し、森林開発を抑制します。 ・ 自然公園の保全（自然共生課） ・ 鳥獣保護区等の指定（自然共生課） ・ 風致の保全（風致地区の指定）（公園緑地課） ・ 県の保安林の保全への協力（林務課） ● 林業の健全育成を推進します。 ・ 民有林の保全のための造林補助の推進（林務課）

2. 貴重な自然を保全していくために

市の施策等	施策2	貴重な自然の保全・保護施策の推進 貴重な自然を将来に継承していくため、社寺林や湿地など自然性の高い環境の保全・保護施策を推進していきます。
	具体的な取り組み	● 貴重な自然の現状を調べ、保護します。 ・ 貴重な動植物の分布調査の継続的実施（自然共生課） ・ 天然記念物の指定区域の保存管理計画の策定（社会教育課） ・ 貴重な生物の保護と生息、生育環境の保全の推進（自然共生課） ・ 特定外来生物の駆除の推進（自然共生課） ・ 市指定移入種の指定及び駆除の推進（自然共生課） ・ 自然環境保全条例に基づく開発における貴重種の生育・生息地や生態系への配慮の指導（自然共生課） ・ 貴重な自然の保護活動の支援（自然共生課） ・ 自然環境保護区の指定及び保全（自然共生課） ・ 自然環境監視員の設置（自然共生課） ・ 池沼・湿地・里地・里山保全活動の推進（自然共生課） ・ 生物多様性保全基本計画の策定（自然共生課）

関連プロジェクト	No.1	里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動	 P 45
	No.2	遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」!	 P 46
自 然	No.3	フォトアートコンテスト	 P 47
	No.4	わたしたちの里川づくり	 P 48

※組織名称は平成21年4月1日時点

1-2 人と自然がふれあえる場を確保する

公園緑地や水辺などの整備により、人と自然のふれあいが保たれ、身近に自然を感じる生活環境の形成をめざします。

1. 身近な自然を保全していくために		
市の施策等	施策 1	身近な自然の保全施策の推進 公園や屋敷林、河川敷など身近にある樹木や水辺の現状を把握し、身近な自然を保全・創出していきます。
	具体的な取り組み	● 身近な自然の現状を調べます。 ・ 市民による身近な動植物調査の継続的实施（自然共生課） ● 身近な森を保全します。 ・ 「ふるさとの名木」・「ふるさとの森」指定及び保全（公園緑地課） ・ 里山の維持管理への支援（自然共生課） ● 身近な水辺を保全します。 ・ 湧水調査の実施と保全施策の推進（環境保全課） ・ 水辺とふれあえる環境整備の推進（河川課・公園緑地課） ・ 多自然川づくりの推進（河川課） ・ ため池や湿地の保全と整備の推進（農地整備課・自然共生課） ● 身近な自然環境を創出・保全します。 ・ 自然ふれあい地区の指定（自然共生課） ・ 森の駅育成地区の候補地の指定・整備（自然共生課） ・ 自然林を活かした整備の推進（公園緑地課）
市の施策等	施策 2	施設や街路、地域等の緑化推進 緑化事業や緑化活動により緑あふれた住環境を形成していきます。
	具体的な取り組み	● 公共公益施設の緑化を推進します。 ・ 公園等の緑化の推進（公園緑地課） ・ 国道など主要幹線道路沿線での植樹帯の整備（関係機関及び市関係課） ・ 街路樹の整備（公園緑地課・道路建設課・区画整理課） ・ 駐車場、前庭、校庭、建物等の緑化の推進（施設管理担当課） ・ 学校林の保全と育成（学校指導課） ● 民有地の緑化を推進します。 ・ 市民等への緑化指導と支援（公園緑地課） ・ 緑化推進への補助金制度の推進（公園緑地課） ・ 地区計画制度の活用（都市計画課） ・ 緑地協定の推進（公園緑地課） ● 河川の緑化を推進します。 ・ 河川敷の親水性に配慮した計画的な緑化（河川課）
市の施策等	施策 3	農地の保全・活用 水田や畑などの農地は、洪水調整機能を果たすとともに、身近に土とふれあえる自然の場として、その保全と農業の振興を図っていきます。特に山間地に分布している水田は、多くの生き物が生息する空間として重要であり、周囲の山林とともに里山環境として一体的な保全・育成を図っていきます。
	具体的な取り組み	● 農地を保全します。 ・ 生産緑地の適正な管理の推進（都市計画課） ・ 生き物のすみやすいほ場整備の推進（農地整備課）

市の施策等	具体的な取り組み	・ 多様な生物が生息する里山環境の保全と再生の推進（自然共生課） ・ 農業被害をもたらす鳥獣の捕獲推進（林務課） ・ 農地を獣害から守るための施設設置支援（林務課） ・ 自然に配慮した農地の整備の推進（農地整備課・農業委員会） ● 農業を振興します。 ・ 農用地の利用集積と担い手育成の推進（農務課・農業委員会） ・ 環境保全型農業の推進による施肥量等の適正化・低減（農務課・農業委員会） ● 土とのふれあいを推進します。 ・ 市民農園の整備（農務課・農業委員会） ・ 家庭園芸の指導と園芸講座の充実（農務課・農業委員会） ・ 農産物の収穫体験ができる農地の確保の推進（農務課・農業委員会） ・ 農業体験プログラムの提供（農務課・自然共生課）
	施策 4	生態系ネットワーク化の推進 市域全体の豊かな自然の保全と育成を図っていくため、丘陵部の樹林、農地、市街地の身近な自然をつなぐ、生態系のネットワークを形成していきます。
	具体的な取り組み	● 生態系のネットワークを形成します。 ・ 豊かな自然を保つ生態系ネットワーク形成に向けた計画の策定と推進（自然共生課） ・ おかざき水とみどりの森の駅事業の推進（自然共生課）
2. 自然とのふれあいの場を形成していくために		
市の施策等	施策 1	自然とのふれあいの場の整備 自然との共生をめざして、自然とふれあい、自然を学習する場を整備していきます。
	具体的な取り組み	● 自然を体験し、学習できる場を整備します。 ・ 身近な生き物とふれあいの場の整備（自然共生課・動物総合センター） ・ 森林や動植物の学習と体験の場の整備（自然共生課） ・ 子どもたちが遊びを通して自然とふれあえる場の整備（自然共生課）
市の施策等	施策 2	自然とふれあう活動の育成と支援 市民の自然への関心や保全意識を育んでいくため、自然とふれあう活動を推進していきます。
	具体的な取り組み	● 自然とふれあう機会を提供します。 ・ 自然体験プログラムの開発及び実施（自然共生課） ・ 自然観察会、探鳥会、自然体験イベント、展示会等の実施（自然共生課） ● 自然とふれあう活動を支援します。 ・ 自然保護活動者養成活動の実施（自然共生課） ・ 自然環境保全推進員の育成（自然共生課） ・ 自然環境保全活動団体の育成と支援（自然共生課）
関連プロジェクト		No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動 P 45 No.2 遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」! P 46 No.3 フォトアートコンテスト P 47 No.4 わたしたちの里川づくり P 48
自 然		

環境目標 2 良好な生活環境が確保されるまちに

公害のない、良好な生活環境が整っているまちをめざします。

2-1 健全な水循環を確保する

水源の涵養、水資源の有効利用、生活排水や事業所排水の抑制を図り、健全で恵み豊かな水環境をめざします。

1. 豊富な水資源を維持・確保していくために

市の施策等	施策 1	水源の涵養 森林の保水能力を向上し、豊かな水量を確保していきます。
	具体的な取り組み	● 水源の森を保全・育成します。 ・ 水源域での森林開発抑制の指導（林務課） ・ 市有林の維持管理（林務課） ・ 民有林保全のための造林補助の推進（林務課）
市の施策等	施策 2	雨水の有効利用 雨水を有効利用し、保水力の向上及び水害の低減を図ります。
	具体的な取り組み	● 雨水を有効に利用します。 ・ 雨水の貯留・浸透の推進（下水施設課） ・ 雨水の有効利用の推進（環境保全課）
市の施策等	施策 3	流域の連携 水資源を保全していくため、流域の連携を推進していきます。
	具体的な取り組み	● 上下流域の連携を図ります。 ・ 矢作川流域自治体との連携強化（企画課） ・ 県内自治体との連携強化（環境保全課）

2. 良好な水質を維持していくために

市の施策等	施策 1	生活排水対策の推進 家庭からの水質汚濁を抑制し、良好な水環境を確保していきます。
	具体的な取り組み	● 合併処理浄化槽の普及を推進します。 ・ 合併処理浄化槽への転換を促進（廃棄物対策課） ● 生活排水の意識啓発を促進します。 ・ 生活排水学習会等の開催による啓発（環境保全課）
市の施策等	施策 2	事業所排水対策の推進 事業所からの排水による水質汚濁を抑制し、良好な水環境を確保していきます。
	具体的な取り組み	● 汚濁水の排出を防止します。 ・ 公共用水域への汚濁水流出防止の指導（環境保全課） ・ 事業所排水の監視（環境保全課）

市の施策等	具体的な取り組み	・ 環境の保全に関する協定の締結推進（環境保全課） ● 地下水汚染への対策を推進します。 ・ 地下水質の定期的な監視（環境保全課） ・ 事業活動による地下水汚染の指導（環境保全課）
	施策 3	下水道の整備 河川の水質向上のため、下水道の整備を推進していきます。
市の施策等	具体的な取り組み	● 公共下水道事業を推進します。 ・ 流域関連公共下水道の整備推進（下水工事課） ・ 合流式下水道の改善（下水工事課） ● 特定環境保全公共下水道事業を推進します。 ・ 特定環境保全公共下水道の整備推進（下水工事課） ● 農業集落排水事業を推進します。 ・ 農業集落排水施設の整備推進（下水工事課）
	施策 4	監視体制の充実 水質汚濁に対する監視体制を強化していきます。
市の施策等	具体的な取り組み	● 水質の調査を充実します。 ・ 定期的な河川水質調査の実施（総合検査センター） ・ 事業所排水検査の実施と指導（環境保全課） ・ 継続的な水生生物等の調査（自然共生課） ● 水質の監視体制を強化します。 ・ 総合検査センターの施設充実（総合検査センター）

3. 身近な水環境をめざして

市の施策等	施策 1	水辺とふれあう機会の創出 市民が水辺に関心を持つ機会を増やします。
	具体的な取り組み	● 水との関わりを増やします。 ・ 市民一斉水環境調査の実施（環境保全課） ・ 「水辺ふれあいマップ」の作成（環境保全課） ・ アダプトプログラム等による水辺の保全（環境保全課・河川課）
市の施策等	施策 2	水環境保全活動の活性化 河川等における環境保全活動を推進します。
	具体的な取り組み	● 環境保全活動を支援します。 ・ 河川美化団体の活動支援（市民協働推進課） ・ 乙川サミットの開催（環境保全課） ・ 市民環境目標の充実（環境保全課）

関連プロジェクト	自然	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動 P 45 No.4 わたしたちの里川づくり P 48
	ライフスタイル	No.3 廃食油を利用してバイオディーゼル燃料(BDF)に有効活用しよう事業 P 53 No.4 岡崎天水桶を広めよう! P 54

2-2

生活環境を保全する

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、悪臭などの公害、ダイオキシン類などの問題に対して、未然防止を図り、健康に暮らしていける環境をめざします。

1. 安全で健康な生活環境を確保していくために

市の施策等	施策 1	大気汚染への対策 二酸化窒素や二酸化硫黄など大気汚染の原因となる物質の発生を抑制していきます。
	具体的な取り組み	●事業所から大気汚染の原因となる物質の排出を防止します。 ・ばい煙発生施設の設置等に関する指導（環境保全課） ・工場、事業所の排ガス規制の指導（環境保全課） ・良質燃料への転換の指導（環境保全課） ●自動車から大気汚染の原因となる物質の排出を抑制します。 ・アイドリングストップ運動の推進（環境総務課） ・低公害車、低燃費車の普及促進（環境総務課） ・エコドライブの普及促進（環境総務課）
市の施策等	施策 2	騒音・振動への対策 自動車や事業所からの騒音・振動を防止していきます。
	具体的な取り組み	●自動車騒音・道路交通振動への対策を推進します。 ・速度規制など交通規制の強化（安全安心課） ・交通網の整備の推進（都市計画課・道路建設課） ・道路構造の改善の推進（道路維持課） ●事業所からの騒音・振動を防止します。 ・特定施設、騒音振動発生施設の設置等に関する指導（環境保全課） ・規制基準の指導（環境保全課）
市の施策等	施策 3	土壌汚染への対策 土壌汚染を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	●事業所からの土壌汚染を防止します。 ・有害物質の土壌浸透防止の指導（環境保全課） ・有害物資の管理指導（環境保全課）
市の施策等	施策 4	悪臭問題への対策 悪臭を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	●事業所からの悪臭を防止します。 ・悪臭発生施設に関する指導（環境保全課） ・悪臭の防止に関する指導（環境保全課）
市の施策等	施策 5	ダイオキシン類対策 ダイオキシン類の発生を抑制していきます。
	具体的な取り組み	●事業所からのダイオキシン類の排出を防止します。 ・特定施設の設置等に関する指導（環境保全課） ・大気基準適用施設及び水質基準適用事業場からの排出規制の指導（環境保全課）

市の施策等	施策 6	地盤沈下への対策 地盤沈下を防止していきます。
	具体的な取り組み	●地盤沈下対策を推進します。 ・地下水揚水量の抑制指導（環境保全課） ・地盤沈下観測所における地下水位の観測（総合検査センター）
市の施策等	施策 7	近隣環境問題への対応 近隣騒音、電波障害を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	●近隣騒音を防止します。 ・営業騒音に対する指導（環境保全課） ・深夜飲食店営業騒音の指導（環境保全課） ・近隣騒音の防止に対する啓発（環境保全課） ●電波障害を防止します。 ・高層建築物等の建設に対する予測評価の実施の指導（環境総務課） ●日照障害を防止します。 ・高層建築物等の建設に対する予測評価の実施の指導（環境総務課） ●光害防止の取り組みを進めます。 ・商業ビルなどの照明による影響の防止に対する啓発（環境保全課） ・星空観察への影響に対する啓発（環境保全課）
市の施策等	施策 8	化学物質への対策 化学物質の使用抑制対策を推進します。
	具体的な取り組み	●法令等で届出が義務付けられている事業者へ届出の指導をします。 ・化学物質の取扱量等の把握に関する指導（環境保全課） ●化学物質の使用について啓発します。 ・化学物質の適正な管理、使用の啓発（環境保全課）
市の施策等	施策 9	監視体制の充実 監視体制の整備を推進していきます。
	具体的な取り組み	●環境調査を充実します。 ・大気汚染状況の常時監視（環境保全課・総合検査センター） ・騒音、振動、交通量の調査の実施（環境保全課、総合検査センター） ・土壌汚染状況の調査（総合検査センター） ・ダイオキシン類による汚染状況の常時監視（総合検査センター） ・地盤沈下観測所における地下水及び沈下量の観測（総合検査センター） ・大気測定所の適正配置（環境保全課） ●監視体制を強化します。 ・総合検査センターの施設の充実（総合検査センター） ・公害監視機器の整備（環境保全課、総合検査センター）
市の施策等	施策 10	クレーム対応 クレーム対応の体制を整備します。
	具体的な取り組み	●クレームは早期に対応します。（環境保全課）
関連プロジェクト	ライフスタイル	No.8 みんなに知ってもらおう。環境にやさしい事業者 …………… P 58
	交通	No.1 みんなでやろまい！ エコ通勤 …………… P 60
		No.2 未来につなごう公共交通 …………… P 61
		No.3 自転車乗りん …………… P 62
		No.4 ぶらっきょろりん …………… P 63
		No.5 車乗るならエコドライブ …………… P 64

環境目標 3 歴史と文化を育む風格あるまちに

歴史と文化を育む風格あるまちをめざします。

3-1 人を育てる個性ある地域環境を形成する

歴史とともに培われてきた文化、郷土の風景など歴史的資産の保全・活用を図り、郷土への愛着や誇りを感じることができる心豊かに暮らせるまちをめざします。

1. 歴史的資産を保全・活用していくために

市の施策等	施策 1	歴史的資産への啓発と保全活動の育成と支援 歴史的資産を保全・活用していくためには、まず、地元からの資産への意識の高まりが必要です。そのため、地元の歴史的資産への認識を高めていくための自主的な保全活動を支援・育成していきます。
	具体的な取り組み	● 地元の歴史的資産への意識を高めます。 ・ 広報等による歴史的資産の紹介と啓発の推進（社会教育課） ・ 地元の歴史に関する研究や勉強会への支援（社会教育課） ● 地元に残る文化や風習を保存・継承します。 ・ 地元に残る昔話や文化、風習の保存に関する活動への支援（社会教育課） ・ 無形民族文化等の指導者、後継者育成のための補助金の交付（社会教育課）
市の施策等	施策 2	歴史的資産の保全と活用 地元の保全活動の推進とともに、豊かな生活空間を形成するため、歴史的資産を整備し、その保全と活用を図っていきます。
	具体的な取り組み	● 歴史的資産を整備します。 ・ 文化財や古いまちなみ等の保存（社会教育課） ・ 歴史公園の整備の推進（社会教育課） ・ 文化財や古いまちなみ等の修景整備等の推進（社会教育課・都市計画課） ● 歴史と文化にふれる散策コースを整備します。 ・ 文化財、社寺、史跡、まちなみ等をつなぐ散策コースの選定（観光課）
関連プロジェクト	自然	No.3 フォトアートコンテスト P 47
	交通	No.4 ぶらつきよろりん P 63

3-2 人をつくる良好な都市景観を創造する

市民が日常生活の中で、憩い、やすらぎ、ゆとりが感じられるまちをめざします。

1. 魅力的な生活空間を形成していくために

市の施策等	施策 1	都市景観環境の整備 個性豊かで、美しいまちなみを形成していきます。
	具体的な取り組み	●個性あるまちなみの形成を推進します。 ・景観計画の策定及び推進（都市計画課） ・大規模な建設行為に対する景観誘導（都市計画課） ・都市景観環境指定建造物等の指定と保全（都市計画課） ●快適なまちなみの形成を推進します。 ・電線類の地中化の推進（都市計画課他関係課） ・放置自転車対策の推進（安全安心課） ・公共サインの整備（関係機関及び市関係課） ・広告や看板の規制（都市計画課） ●環境美化対策を推進します。 ・ポイ捨て防止の啓発（環境保全課） ・土地の適正管理の指導（環境保全課） ・放置自動車処理の推進（環境保全課・道路維持課） ●良好な市街地の形成を推進します。 ・コンパクトで地域にふさわしい都市構造の推進（都市計画課） ・用途地域の適正配置と見直し（都市計画課） ・地区計画に基づく良好なまちなみの形成（都市計画課） ・高度地区の指定（都市計画課）
市の施策等	施策 2	災害への対策 安心できる暮らしを確保していきます。
	具体的な取り組み	●避難体制を整備します。 ・避難場所の確保と整備（防災危機管理課） ・防災機能を持つ施設整備（防災危機管理課） ●災害に備えます。 ・災害備蓄倉庫の整備（防災危機管理課） ・情報伝達体制の整備（防災危機管理課） ●災害を未然に防止します。 ・橋りょう耐震補強の実施（道路建設課） ・砂防事業の推進（河川課） ・治山事業の推進（林務課）
関連プロジェクト	自然	No.2 遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」！…………… P 46 No.3 フォトアートコンテスト…………… P 47
	ライフスタイル	No.4 岡崎天水桶を広めよう！…………… P 54

環境目標 4 地球環境に配慮するまちに

市民が身近な環境だけでなく、地球環境にも配慮しているまちをめざします。

4-1 地球環境問題への取り組みを推進する

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などへの対策で地球環境に配慮したまちをめざします。

1. 地球温暖化を防止していくために

市の施策等	施策 1	地球温暖化対策の統合的な推進 地球温暖化対策を計画的に実行します。
	具体的な取り組み	●地球温暖化対策を推進します。 地球温暖化対策実行計画の策定（環境総務課） 市域の温室効果ガス排出量の調査システム構築（環境総務課） 地域協議会の設立・支援（環境総務課） 地域温暖化防止活動推進センター、地球温暖化推進員制度の検討（環境総務課）
市の施策等	施策 2	省資源、省エネルギーの推進
	具体的な取り組み	●省資源・省エネルギー対策を推進します。 ・環境家計簿による指導と啓発（環境総務課） ・省エネルギー製品に関する情報の提供と支援（環境総務課） ・住宅施設等における高気密、高断熱化建築の指導と啓発（環境総務課他関係課） ・燃料使用の効率化と高効率燃料への転換の指導と啓発（環境総務課） ・ISO14001、エコアクション 21、岡崎版事業所環境 ISO など環境マネジメントシステムの普及促進（環境総務課） ・省エネルギー診断の推進（環境総務課） ●未利用エネルギーの有効利用を促進します。 ・コージェネレーションシステム・燃料電池等の導入の推進（環境総務課） ・自然・未利用エネルギーの利用の推進（環境総務課） ・ごみ処理により発生するエネルギーの有効利用（ごみ対策課） ・深夜電力等の有効利用の指導と要請（環境総務課） ・バイオマスタウン構想の策定及びバイオマスエネルギーの活用支援（商工労政課他関係課）
市の施策等	施策 3	二酸化炭素対策の推進
	具体的な取り組み	●人と環境にやさしい交通システムを推進します。 ・公共交通網の整備の推進（政策推進課） ・公共交通機関の利用促進（政策推進課） ・自転車の利用促進（環境総務課、政策推進課） ・自転車が安心安全に走れる道路の整備（道路維持課、道路建設課） ●環境に配慮した自動車使用の促進を図ります。 ・アイドリングストップ運動の推進（環境総務課） ・低公害車、低燃費車の普及促進（環境総務課） ・エコドライブの普及促進（環境総務課）

市の施策等	具体的な取り組み ●二酸化炭素吸収源の増大を図ります。 ・市街地での緑化の推進（公園緑地課・施設管理担当課） ・健全な森林の整備・保全等の推進（林務課） ・地元産木材利用促進（林務課） ・里山環境の整備促進（自然共生課）
-------	---

2. オゾン層の保護、酸性雨対策、熱帯林保護に取り組むために

市の施策等	施策1	オゾン層保護の推進 フロンを適切に回収し、ノンフロン製品の使用の促進を図っていきます。
	具体的な取り組み	●フロン回収とノンフロン製品の普及を推進します。 ・使用済自動車のフロン回収事業の推進（廃棄物対策課） ・グリーン購入の推進（環境総務課）
市の施策等	施策2	酸性雨対策の推進 酸性雨の現状を把握するとともに、原因物質の排出削減を図っていきます。
	具体的な取り組み	●酸性雨のモニタリング調査を実施します。 ・環境保全委員による酸性雨調査の実施（環境保全課） ●原因物質の排出抑制を指導します。 ・発生源に対する抑制削減の指導（環境保全課）
市の施策等	施策3	熱帯林保護の推進 生物の多様性、地球温暖化防止など地球環境に重要な役割を果たしている熱帯林保護のため、熱帯材の使用削減を図っていきます。
	具体的な取り組み	●熱帯材を使用した製品の使用を減らします。 ・熱帯材の使用削減の促進（環境総務課） ・過剰包装の見直しの指導（環境総務課） ・再生紙使用の啓発（環境総務課、ごみ対策課）

関連プロジェクト	自然	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動 P 45
	ライフスタイル	No.1 低炭素な「食と農」プロジェクト P 50
		No.2 岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう P 52
		No.3 廃食油を利用してバイオディーゼル燃料（BDF）に有効活用しよう事業 P 53
		No.5 あなたが買おうとしている商品、厚着していませんか？ やめまい！ 過剰包装 P 55
		No.6 岡崎版省エネマイスター制度普及事業 P 56
		No.7 すてずに修理でモノがよみがえるおかざきづくり P 57
	交通	No.1 みんなでやろまい！ エコ通勤 P 60
		No.2 未来につなごう公共交通 P 61
		No.3 自転車乗りん P 62
		No.4 ぶらっきょろりん P 63
		No.5 車乗るならエコドライブ P 64

4-2

ごみ減量とリサイクル、廃棄物の適正処理を推進する

3R（リデュース／発生抑制、リユース／再使用、リサイクル／再資源化・熱回収）を促進し、循環型のまちをめざします。また、廃棄物を適正に処理されるまちをめざします。

1. 3R を推進していくために

市の施策等	施策 1	減量、分別収集の推進 ごみの減量や分別収集の徹底を図っていきます。
	具体的な取り組み	●ごみの減量を推進します。 ・ごみの発生抑制の指導、啓発の推進（ごみ対策課） ・ごみ処理手数料の見直し（ごみ対策課） ・過剰包装、過剰広告の見直しの推進（環境総務課） ・レジ袋の有料化または廃止（環境総務課） ・ごみ減量推進員の育成・指導（ごみ対策課） ●ごみの分別収集、回収の徹底を図ります。 ・分別品目の細分化によるリサイクル対象品目の拡充と分別収集の徹底（ごみ対策課） ・ペットボトル等の店頭回収の推進（ごみ対策課） ・資源回収活動の支援と推進（ごみ対策課） ●ごみの適正処理を指導します。 ・不法投棄者への指導（ごみ対策課・環境保全課） ・ごみ処理業者に対する指導・監視（廃棄物対策課・ごみ対策課・八帖クリーンセンター・中央クリーンセンター） ・不適正排出者への指導・啓発（ごみ対策課） ・不適正処分の指導・啓発（ごみ対策課・環境保全課）
市の施策等	施策 2	リサイクル、有効利用の推進 ごみのリサイクルを推進していくとともに、リサイクル品の有効利用と利用促進に向けた需要システムを検討していきます。
	具体的な取り組み	●リサイクルを推進します。 ・生ごみの堆肥化の推進（ごみ対策課） ・枝・落葉の堆肥化の推進（ごみ対策課） ・再使用、再資源化しやすい製品の開発の指導（ごみ対策課） ・リサイクルに関する啓発の強化（ごみ対策課） ●有効利用を推進します。 ・リサイクルに関する情報提供の推進（ごみ対策課） ・リサイクル品の購入促進の指導と啓発（環境総務課、ごみ対策課） ・リユース品に関するイベントの開催（ごみ対策課） ・リサイクル品の需要ルート、需要システムの検討（ごみ対策課）
市の施策等	施策 3	ごみ処理施設の整備の推進 ごみ処理能力、処理技術の向上を図っていきます。
	具体的な取り組み	●一般廃棄物処理施設を整備します。 ・計画的な中間処理施設の改修と建設（ごみ対策課） ・計画的な最終処分場の改修と建設（ごみ対策課）

市の施策等	施策 4	産業廃棄物の適正処理の徹底 産業廃棄物が適正に処理されるように、指導・監視の徹底を図っていきます。
	具体的な取り組み	● 産業廃棄物処理に関する指導・監視を実施します。 ・ 不法投棄に対する定期的なパトロールの実施（廃棄物対策課） ・ 排出事業者に対する産業廃棄物の適正処理の指導実施（廃棄物対策課） ・ 産業廃棄物処理業者等に対する立入り検査の強化（廃棄物対策課） ・ PCB 廃棄物等の適正処理の指導実施（廃棄物対策課）
市の施策等	施策 5	産業廃棄物の3Rの推進 産業廃棄物の発生を抑制していくとともに、再使用、再資源化を推進していきます。
	具体的な取り組み	● 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進します。 ・ 環境展、講習会等での啓発活動の推進（廃棄物対策課） ・ 排出事業者への3Rに関する情報提供（廃棄物対策課） ・ 建設系廃棄物（建設発生残土や建設廃材等）の再資源化の推進（技術管理課・建築指導課・廃棄物対策課） ・ 家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法等の個別リサイクル法の適正な運用を啓発（ごみ対策課・廃棄物対策課） ・ 3Rを推進するためのシステムづくり（廃棄物対策課）
関連プロジェクト	ライフスタイル	No.1 低炭素な「食と農」プロジェクト P 50 No.2 岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう P 52 No.5 あなたが買おうとしている商品、厚着していませんか？ やめまい！ 過剰包装 P 55 No.7 すぐに修理でモノがよみがえるおかざきづくり P 57

環境目標 5 環境を考え実践するまちに

市民が環境問題を考え、環境行動を実践しているまちをめざします。

5-1 環境への意識の啓発を推進する

学校や地域、事業者などあらゆる社会の中で、環境教育・学習が推進され、身近な自然環境や地球環境の問題に関心をもち、市民、事業者、市が一体となって環境について考えるまちをめざします。

1. 環境教育・学習を推進していくために

市の施策等	施策 1	環境教育・環境学習の実践 環境教育・環境学習を推進していきます。
	具体的な取り組み	●環境教育計画を作成します。 ・環境教育推進計画の作成（環境総務課他関係課等） ・環境教育推進計画に基づく環境教育の推進（環境総務課他関係課等） ●市民への環境学習を推進します。 ・図書館、総合検査センターにおける環境資料の整備（中央図書館、総合検査センター） ・環境家計簿の実践（環境総務課） ・環境に関する学習会（環境シンポジウム、環境展、自然観察会、消費者講座、生涯学習等）の開催（環境総務課他関係課等） ・環境学習プログラムの充実（環境総務課他関係課等） ・おかざき自然体験の森利用促進（自然共生課） ・名木見学会の実施（公園緑地課） ●学校や地域などにおける環境学習を推進します。 ・身近な生き物を対象にした自然観察の実施（自然共生課） ・自然や地球環境に関する環境副読本の作成と配布（環境総務課他関係課等） ・「学校での環境教育」の内容精査（体系的なプログラムの構築・実施）・検討（環境総務課他関係課等） ●環境教育指導者を育成します。 ・市民を対象とした自然体験活動リーダー養成の継続開催（自然共生課）
市の施策等	施策 2	環境学習の拠点整備 環境学習の拠点整備を図っていきます。
	具体的な取り組み	●総合検査センターの充実を図ります。 ・環境学習の充実（総合検査センター） ●岡崎市情報ネットワークセンターの活用を図ります。 ・環境情報基盤の整備・構築（環境総務課他関係課等） ・環境情報の集積と情報発信（環境総務課他関係課等） ●環境学習施設の建設を推進します。 ・環境学習施設の建設及び活用、運営（環境部）

関連プロジェクト……全プロジェクト

5-2 環境にやさしいライフスタイルを推進する

市民・事業者の環境に配慮した行動を推進し、ライフスタイルの見直しを図りながら、環境にやさしいまちを目指します。

1. 環境にやさしい市民・事業者の行動を推進していくために

市の施策等	施策 1	市民の取り組みの推進と支援 環境保全に向けた市民の自主的行動の促進を図っていきます。
	具体的な取り組み	●環境にやさしい行動を支援します。 ・環境家計簿による環境にやさしいライフスタイルの指導と支援（環境総務課） ・細目ストレーナー、三角コーナー等生活排水対策の普及促進（環境保全課） ・生垣緑化、プランター緑化、屋上緑化等に対する助成と支援（公園緑地課） ・公共交通機関、自転車等の利用の要請（政策推進課） ・生ごみの堆肥化の促進（ごみ対策課） ・リサイクル活動の支援（ごみ対策課） ・エコシール制度の充実（環境総務課） ●省資源、省エネルギーに向けた行動を支援します。 ・消費者団体の活動展開（環境総務課）・環境学習会の開催（環境総務課等） ●環境基本計画を推進します。 ・環境基本計画推進組織の育成・支援（環境総務課） ・環境基本計画プロジェクト推進（環境総務課他関係課）
市の施策等	施策 2	事業者の取り組みの推進と支援 環境管理・環境監査への意識を高めていくため、以下の取り組みを推進していきます。
	具体的な取り組み	●環境マネジメントを普及、啓発します。 ・環境管理・環境監査の普及と支援（環境総務課） ・岡崎版事業所環境 ISO の普及及び ISO14001 等の環境マネジメントシステム構築・維持の支援（環境総務課） ・環境教育の実践への指導と啓発（環境総務課） ●事業、開発における環境配慮意識を向上させます。 ・環境の保全に関する協定の締結（環境保全課） ・再資源化しやすい製品の開発の指導（環境総務課、ごみ対策課） ・環境保全設備等融資制度の充実（環境総務課） ・開発等における事業別環境配慮指針の見直しと提出の徹底（環境総務課） ・開発行為に対して自然環境保全のための助言・指導（自然共生課） ●環境基本計画を推進します。 ・環境基本計画推進組織の育成・支援（環境総務課） ・環境基本計画プロジェクト推進（環境総務課他関係課）
市の施策等	施策 3	ボランティア活動の育成と支援 ボランティア活動をととして地域環境づくりの推進を図っていきます。
	具体的な取り組み	●ボランティア活動を支援します。 ・ボランティア清掃を始めとしたエコボランティア行動の推進・支援（環境保全課他関係課） ・資源回収活動の支援（ごみ対策課） ●民間公益団体を育成します。 ・市民団体の認定と連携・支援（環境総務課）

関連プロジェクト……全プロジェクト